

新社会福祉法人会計基準（基準・注解・運用指針素案）

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
第1章 総則 1 目的及び適用範囲	第1章 総則 1 目的及び適用範囲 （1）この会計基準は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）の財務諸表及び附属明細書並びに財産目録の作成の基準を定め、社会福祉法人の健全なる運営に資することを目的とする。（注1） （2）この会計基準は、社会福祉法人が実施する全ての事業を対象とする。	（注1）財務諸表について 第1章第2に規定する資金収支計算書には資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書を含み、事業活動計算書には事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書を含み、貸借対照表には貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表を含むものとする。以下同じ。	1. 管理組織の確立 （1）法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。 また、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。 （2）会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。 （3）施設利用者から預かる金銭等は、法人に係る会計とは別途管理することとするが、この場合においても内部牽制に配慮する等個人ごとに適正な

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			出納管理を行うこと。 なお、ケアハウス・有料老人ホーム等で将来のサービス提供に係る対価の前受分として利用者から預かる金銭は法人に係る会計に含めて処理するものとする。 （４）法人は、上記事項を考慮し、社会福祉法人会計基準に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。
２ 一般原則	２ 一般原則 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表をいう。以下同じ。）及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。		２． 予算と経理 （１）法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は各拠点区分毎に収入支出予算を編成することとする。また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書勘定科目に準拠することとする。 （２）法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出に

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			ついて補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。 （３）会計帳簿は、原則として、各拠点区分毎に仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。 ３．決算 決算に際しては、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び附属明細書並びに財産目録を作成し、毎会計年度終了後２か月以内に理事会（評議員会を設置している法人においては評議員会を含む。）の承認を受けなければならない。このうち、資金収支計算書（資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書を含む。）、事業活動計算書（事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書を含む。）及び貸借対照表（貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表を含む。）については、社会福祉法施行規則第９条に基づき、毎

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			会計年度終了後 3 か月以内に法人の現況報告に添付する書類として所轄庁に提出しなければならない。
	（１）財務諸表は、資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明らかに表示するものでなければならない。		
	（２）財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。		
	（３）会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法は、毎会計年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。		

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	（４） 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。（注２）	（注２）重要性の原則の適用について 重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。 （１）消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。 （２）保険料、賃借料、受取利息配当金、借入金利息、法人税等にかかる前払金、未払金、未収金、前受金等のうち重要性の乏しいもの、または毎会計年度経常に発生しその発生額が少額なものについては、前払金、未払金、未収金、前受金等を計上しないことができる。 （３）引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。 （４）取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。 （５）ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。 （6）法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。 なお、財産目録の作成及び表示にあたっては重要性の原則が適用される。	
3 総額表示	3 総額表示 財務諸表に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならない。		
4 会計年度	4 会計年度 社会福祉法人の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。		
5 事業区分	5 事業区分 社会福祉法人は財務諸表作成に関して、社会福祉事業、公益事業、収益事業の区分（以下「事業区分」という。）を設けなければならない。		

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
6 拠点区分・サービス区分	6 拠点区分・サービス区分 （１）社会福祉法人は財務諸表作成に関して、実施する事業の会計管理の実態を勘案して会計の区分（以下、「拠点区分」という。）を設けなければならない。（注３）	（注３）拠点区分の方法について 拠点区分は、原則として、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって１つの拠点区分とする。具体的な区分については、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。	4. 拠点区分について （１）拠点区分について 拠点区分は、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって単一拠点とする。 公益事業（社会福祉事業と一体的に実施されているものを除く）若しくは収益事業を実施している場合、これらは別の拠点区分としなければならない。 （２）拠点区分の方法 次の施設を経営する事業の会計は、それぞれの施設毎（同一種類の施設を複数経営する場合は、それぞれの施設毎）に独立した拠点区分とするものとする。 ただし、障害福祉サービスについて、一の指定障害者支援施設等（「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）に規定する指定障害者支援施設等をいう。）として取り扱われる複数の施設の場合は同一拠点とすることができる。 なお、当該施設で一体的に実施されて

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			いる他の社会福祉事業又は公益事業については、当該施設の拠点区分に含めて会計を処理することができる。 ア 生活保護法第 38 条第 1 項に定める保護施設 イ 身体障害者福祉法第 5 条第 1 項に定める社会参加支援施設 ウ 老人福祉法第 20 条の四から同条の七に定める老人福祉施設 エ 老人福祉法第 29 条第 1 項に定める有料老人ホーム オ 売春防止法第 36 条に定める婦人保護施設 カ 児童福祉法第 7 条第 1 項に定める児童福祉施設 キ 母子及び寡婦福祉法第 39 条第 1 項に定める母子福祉施設 ク 障害者自立支援法第 5 条第 12 項に定める障害者支援施設 ケ 障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			施設 コ 障害者自立支援法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設 サ 障害者自立支援法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設 シ 介護保険法第 8 条第 25 項に定める介護老人保健施設 ス 医療法第 1 条の 5 に定める病院及び診療所（入所施設に附属する医務室を除く） また、上記以外の社会福祉事業及び公益事業について、同一の事業所又は事務所において複数の事業を行う場合は同一の拠点区分に含めて会計を処理することができる。 （３）事業区分別の財務諸表の作成について

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			事業区分資金収支内訳表、事業区分事業活動内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表は、当該事業区分に属するそれぞれの拠点の拠点区分資金収支計算書、拠点区分事業活動計算書及び拠点区分貸借対照表を合計し、内部取引を相殺消去して作成するものとする。 この場合、各拠点区分については、その主たる事業が社会福祉事業、公益事業及び収益事業のいずれであるかにより、属する事業区分を決定するものとする。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	（２）社会福祉法人は、その拠点で実施する事業内容に応じて区分（以下「サービス区分」という。）を設けなければならない。（注４）	（注４）サービス区分の方法について サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとする。 例えば、以下のようなものがある。 （１）指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分 （２）障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分 また、その他の事業については、法人の定款に定める事業毎に区分するものとする。 サービス区分を設定する場合には、拠点区分資金収支内訳表及び拠点区分事業活動内訳表を作成するものとし、またサービス区分を予算管理の単位とすることができるものとする。	５．サービス区分について （１）サービス区分の意味 サービス区分については、拠点区分において実施する事業について、法令等の要請によりそれぞれの事業毎の事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合に設定する。 （２）サービス区分の方法 介護保険サービス及び障害福祉サービスについては、会計基準注解（注４）に規定する指定サービス基準等において当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められている事業をサービス区分とする。 ただし、介護予防サービスについては、以下のように介護サービスと一体的に行われている実態があつて、両者のコストをその発生の態様から区分することが不可能である場合には、勘定科目として介護予防サービスの収入額のみを把握できれば同一のサービス区分として差し支えないこと。 指定訪問介護と指定介護予防訪問介護

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			指定通所介護と指定介護予防通所介護 指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護 指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護 指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護 指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護 指定特定施設入所者生活介護と指定介護予防特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与 福祉用具販売と介護予防福祉用具販売 また、他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分すること。 なお、特定の補助金等により行われている事業において、当該補助金等の収支状況を明らかにする必要がある場合等については区分できるものとする。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			（３）サービス区分別の内訳表の作成について 介護保険サービスを実施する拠点については、それぞれの事業毎の事業活動状況を把握するため、拠点区分事業活動内訳表（社会福祉法人会計基準別紙４）を作成するものとし、拠点区分資金収支内訳表（社会福祉法人会計基準別紙３）の作成は省略することができる。 保育所運営費、措置費による事業を実施する拠点は、それぞれの事業毎の資金収支状況を把握する必要があるため、拠点区分資金収支内訳表（社会福祉法人会計基準別紙３）を作成するものとし、拠点区分事業活動内訳表（社会福祉法人会計基準別紙４）の作成は省略することができる。 また、上記以外の事業を実施する拠点については、当該拠点で実施する事業の内容に応じて、拠点区分資金収支内訳表及び拠点区分事業活動内訳表のうちいずれか一方の内訳表を作成するものとし、残る他方の内訳表の作成は省略すること

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			ができる。
			6. 本部会計の区分について 本部会計については、サービス区分の1つとして区分することができる。 なお、法人本部が施設又は事業所と別に設置されている場合は1つの拠点として区分することができる。 また、法人本部に係る経費については、理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分又はサービス区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当なものとする。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
7 内部取引	7 内部取引 社会福祉法人は財務諸表作成に関して、内部取引を相殺消去するものとする。（注5）	（注5）内部取引の相殺消去について 当該社会福祉法人が有する事業区分間、拠点区分間において生ずる内部取引について、異なる事業区分間の取引を事業区分間取引とし、同一事業区分内の拠点区分間の取引を拠点区分間取引という。同一拠点区分内のサービス区分間の取引をサービス区分間取引という。 事業区分間取引により生じる内部取引高は、資金収支内訳表及び事業活動内訳表において相殺消去するものとする。当該社会福祉法人の事業区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。 また、拠点区分間取引により生じる内部取引高は、事業区分資金収支内訳表及び事業区分事業活動内訳表において相殺消去するものとする。当該社会福祉法人の拠点区分間における内部貸借取引の残高は、事業区分貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。 なお、サービス区分間取引により生じる内部取引高は、拠点区分資金収支内訳	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		表及び拠点区分事業活動内訳表において相殺消去するものとする。	
第2章 資金収支計算書 1 資金収支計算書の内容	第2章 資金収支計算書 1 資金収支計算書の内容 資金収支計算書は、当該会計年度におけるすべての支払資金の増加及び減少の状況を明りょうに表示するものでなければならない。		

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
2 資金収支計算書の資金の範囲	2 資金収支計算書の資金の範囲 前項の支払資金は、流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産の額が流動負債の額を超える額とする。 ただし、流動資産及び流動負債は1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられたもの、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。（注6）（注7）	（注6）支払資金について 資金収支計算書の支払資金とは、経常的な支払準備のために保有する現金及び預貯金、短期間のうちに回収されて現金又は預貯金になる未収金、立替金、有価証券等及び短期間のうちに事業活動支出として処理される前払金、仮払金等の流動資産並びに短期間のうちに現金又は預貯金によって決済される未払金、預り金、短期運営資金借入金等及び短期間のうちに事業活動収入として処理される前受金等の流動負債をいう。ただし、支払資金としての流動資産及び流動負債には、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられたもの、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。支払資金の残高は、これらの流動資産と流動負債の差額をいう。	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		（注 7）資産及び負債の流動と固定の区分について 未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産または流動負債に属するものとする。 ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権等で 1 年以内に回収されないことが明らかなものは固定資産に属するものとする。 貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して 1 年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が 1 年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に属するものとする。 現金及び預貯金は、原則として流動資産に属するものとするが、特定の目的で保有する預貯金は、固定資産に属するものとする。	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		ただし、当該目的を示す適当な科目で表示するものとする。	
3 資金収支計算の方法	3 資金収支計算の方法 資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行うものとする。		
4 資金収支計算書の区分	4 資金収支計算書の区分 資金収支計算書は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少の状況について、経常活動による収支、投資活動による収支及び財務活動による収支に区分して記載するものとする。		
5 資金収支計算書の構成	5 資金収支計算書の構成 （１）経常活動による収支には、経常活動による収入及び支出（受取利息配当金収入及び借入金利息支出を含む。）を記載し、経常活動収支差額を記載するものとする。		

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	（２）投資活動による収支には、固定資産の取得に係る支出及び売却に係る収入、積立預金の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入及び支出（受取利息配当金収入及び借入金利息支出を除く。）を記載し、投資活動資金収支差額を記載するものとする。		

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	（３）財務活動による収支には、資金の借入れ及び返済を記載し、財務活動資金収支差額を記載するものとする。		８．借入金の扱い 借入金の借り入れ及び償還にかかる会計処理は、借入目的に応じて、各拠点区分で処理することとする。 なお、資金を借り入れた場合については、借入金明細書（別紙 1）を作成し、借入先、借入額及び償還額等を適切に管理することとする。その際、独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合は、借入金明細書の借入先欄の金融機関名の後に（協調融資）と記載するものとする。 また、法人が将来受け取る債権を担保として供する場合には、財務諸表の注記及び借入金明細書の担保資産欄にその旨を記載するものとする。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	（４）資金収支計算書は、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。		
			（３）会計帳簿は、原則として、各拠点区分毎に仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。
	（５）決算の額と予算の額の差異が著しい勘定科目については、その理由を備考欄に記載するものとする。		
6 資金収支計算書の種類及び様式	6 資金収支計算書の種類及び様式 （１）資金収支計算書は、法人全体を表示するものとする。事業区分の情報は、資金収支内訳表及び事業区分資金収支内訳表において表示するものとする。また、拠点区分別の情報については、拠点区分資金収支計算書において表示するものとする。		11. 事業区分間及び拠点区分間の資金異動 法人は、社会福祉事業、公益事業及び収益事業における事業区分間及び拠点区分間の繰入金収入及び繰入金支出を正確に把握することとする（別紙４「事業区分間及び拠点区分間資金異動明細表」参照）。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	（２）前項のそれぞれの様式は第１号の１様式から第１号の４様式のとおりとする。 （３）拠点区分資金収支内訳表は実施する事業の区分（「サービス区分」）を設け、附属明細書として作成するものとし、その様式は別紙３のとおりとする。（注４）	（注４）サービス区分の方法について サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとする。例えば、以下のようなものがある。 （１）指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分 （２）障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分 また、その他の事業については、法人の定款に定める事業毎に区分するものとする。 サービス区分を設定する場合には、拠点区分資金収支内訳表及び拠点区分事業活動内訳表を作成するものとし、またサービス区分を予算管理の単位とすることが出来るものとする。	７．作成を省略できる財務諸表の様式 （１）事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合 拠点区分を設定した結果すべての拠点が社会福祉事業に該当する法人は、第１号の２様式、第２号の２様式及び第３号の２様式の作成を省略できる。この場合、第１号の１様式、第２号の１様式及び第３号の１様式の脚注に、法人の事業区分は社会福祉事業１つであること及び作成を省略した様式の番号を記載する。 （２）拠点が１つの法人の場合 拠点が１つの法人は、第１号の２様式、第１号の３様式、第２号の２様式、第２号の３様式、第３号の２様式及び第３号の３様式の作成を省略できる。この場合、第１号の１様式、第２号の１様式及び第３号の１様式の脚注に、法人は拠点区分を分けていないこと及び作成を省略した様式の番号を記載する。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
7 資金収支計算書の勘定科目	7 資金収支計算書の勘定科目 資金収支計算の内容を明らかに記録するため、資金収支計算書に記載する勘定科目は別に定めるとおりとする。		
8 共通収入支出の配分	8 共通収入支出の配分 資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収入及び支出を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。（注8）	（注8）共通支出及び共通費用の配分について 資金収支計算及び事業活動計算を行うに当たって、人件費、光熱水費、減価償却費等、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準(例えば、人数、時間、面積等による基準、またはこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準)を選択して適用する。 一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。なお、共通する収入及び収益がある場合には、同様の取扱いをするものとする。	10. 各種補助金の扱い 施設整備等に係る補助金、借入金元金償還補助金、借入金利息補助金及び経常経費補助金等の各種補助金については、補助の目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、当該区分で受け入れることとする（別紙3「受取補助金明細書」参照）。 12. 共通支出及び費用の配分方法 共通支出及び費用の具体的な科目及び配分方法は別添1のとおりとするが、これによりがたい場合は、実態に即した合理的な配分方法によることとして差し支えない。また、科目が別添1に示すものにならない場合は、適宜、類似の科目の考え方を基に配分して差し支えない。 なお、どのような配分方法を用いたか分かるように記録しておくことが必

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			要である。
第3章 事業活動計算書 1 事業活動計算書の内容	第3章 事業活動計算書 1 事業活動計算書の内容 事業活動計算書は、当該会計年度における純資産のすべての増減内容を明りょうに表示するものでなければならない。 （注9）	（注9）リース取引に関する会計 1 リース取引に係る会計処理は、原則として以下のとおりとする。 （1）「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。また、「オペレーティング・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。 （2）ファイナンス・リース取引については、原則として、通常の売買取	19. 新たに導入される会計手法に関する簡便的な処理 （1）リース会計 土地、建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借となっているものも含む。）についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。ただし、土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合等を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定することとなる。 なお、リース契約1件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円以下のリース取引等少額のリース資産や、リース期間が1

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。 （３）ファイナンス・リース取引のリース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできるものとする。 （４）オペレーティング・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。 ２ また、リース取引については、以下の項目を財務諸表に注記するものとする。 （１）ファイナンス・リース取引の場合、リース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する。 （２）オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後 1	年以内のリース取引についてはオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて資産計上又は注解（注 9）に記載されている注記を省略することができる等の簡便的な取扱いができるものとする。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。	
2 事業活動計算の方法	2 事業活動計算の方法 事業活動計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。		
3 事業活動計算書の区分	3 事業活動計算書の区分 事業活動計算書は、サービス活動増減の部、サービス活動外増減の部、特別増減の部及び繰越活動増減差額の部に区分するものとする。		
			9. 寄附金の扱い （１）金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該拠点区分の財務活動収入に寄附金収入として計上し、併せてサービス活動外収益に寄附金収益として計上するものとする。 （２）寄附物品については、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であればサービス活動外収益に寄

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			附金収益として計上し、土地などの固定資産については特別収益に固定資産受贈額として計上するものとする。 なお、支払資金の増減に影響しない寄附物品は資金収支計算書には計上しないものとする。 ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上寄附金収益として扱うことが不適当なものはこの限りではない。 なお、寄附金及び寄附物品を収受した場合においては、寄附者から寄附申込書を受けることとし、受取寄附金明細書（別紙 2）を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理することとする。 （3）共同募金からの受配者指定寄附金については、寄附金収入とし、このうち基本金として組入れすべきものは、基本金に組入れるものとする。なお、一般配分金及び特別配分金については、寄附金収入とせず、民間団体からの助成金と同様の処理とする。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
4 事業活動計算書の構成	4 事業活動計算書の構成 （１）サービス活動増減の部には、サービス活動による収益及び費用を記載してサービス活動増減差額を記載するものとする。なお、サービス活動費用に減価償却費の控除項目として、国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。 （注 10）	（注 10）国庫補助金等特別積立金の取崩しについて 国庫補助金等特別積立金は、施設の創設及び増築等のための資産又は特定の固定資産を取得すべきものとして国又は地方公共団体から拠出された国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減することを通して、社会福祉法人が経営する施設等の利用者の負担を軽減することにある。 したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産が減価償却費等の事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。 また、国庫補助金等特別積立金の積立の対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。	
	（２）サービス活動外増減の部には、受取利息配当金、借入金利息、有価証券売却損益、他の事業区分からの繰入れ又は拠点区分間の繰入れ並びにその他サービス活動以外の原因による収益及び費用であって経常的に発生するものを記載し、サービス活動外増減差額を記載するものとする。 （３）サービス活動増減額にサービス活動外増減額を加算したものを、経常増減差額として記載するものとする。		

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	（４）特別増減の部には、第４章第４第２項に規定する寄附金及び第４章第４第３項に規定する国庫補助金等の収益並びに固定資産売却等に係る損益及びその他の臨時的な損益(金額が僅少なものを除く。)を記載し、第４章第４第２項に規定する基本金の組入額及び第４章第４第３項に規定する国庫補助金等特別積立金の積立額を減算して、特別増減差額を記載するものとする。なお、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損・処分損を記載する場合は、特別費用の控除項目として、国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。(注 10) (注 11) (注 12) (注 13)	(注 10) 国庫補助金等特別積立金の取崩しについて 国庫補助金等特別積立金は、施設の創設及び増築等のための資産又は特定の固定資産を取得すべきものとして国又は地方公共団体から拠出された国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減することを通して、社会福祉法人が経営する施設等の利用者の負担を軽減することにある。 したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産が減価償却費等の事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。 また、国庫補助金等特別積立金の積立対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相	13. 基本金について (１) 基本金 会計基準第４章第４第２項及び会計基準注解(注 12)に規定する基本金として計上する額とは、次に掲げる額をいう。 １) 会計基準注解(注 12)(１)に規定する基本金について 会計基準注解(注 12)(１)に規定する社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額とは、土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分及び施設の創設及び増設等時における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額とする。 また、共同募金会からの受配者指定寄附金として配分を受ける場合には、法人役員等からの寄附金と同様

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。 （注 11）国庫補助金等特別積立金への積立てについて 会計基準第 4 章第 4 第 3 項に規定する国庫補助金等特別積立金として以下のものを計上する。 （１）施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等を計上するものとする。 （２）設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金のうち、実質的に建設助成又は施設整備補助に相当するものは国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。 また、第 4 章第 4 第 3 項に規定する国庫補助金等特別積立金の積立ては、同項に規定する国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別	に処理するものとする。 さらに、地方公共団体から無償又は低廉な価額により譲渡された土地、建物の評価額（又は評価差額）は、寄附金とせず、国庫補助金等に含めて取り扱うものとする。 なお、設備の更新、改築等に当たっての寄附金は、必ずしも要件とはされておらず、また、設備等の更新、改築等に当たり寄附金が必要とされる事態は経常的な資金不足に起因するものとも考えられることから、基本金に含めないものとする。 ２）会計基準注解（注 12）（２）に規定する基本金について 会計基準注解（注 12）（２）に規定する資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額とは、施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		積立金積立額として特別費用に計上して行う。 （注 12）基本金への組入れについて 会計基準第 4 章第 4 第 2 項に規定する基本金として以下のものを計上する。 （1）社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額 （2）前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額 （3）施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額 また、基本金への組入れは、同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。 （注 13）基本金の取崩しについて 社会福祉法人が社会福祉事業の一部又は全部を廃止し、かつ前号に規定する基本金組み入れの対象となった基本財産又は	総額をいう。 3）会計基準注解（注 12）（3）に規定する基本金について 会計基準注解（注 12）（3）に規定する施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額とは、平成 12 年 12 月 1 日障企第 59 号、社援企第 35 号、老計第 52 号、児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課連名通知「社会福祉法人の認可について」別添社会福祉法人審査要領第 2（3）に規定する、当該法人の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額をいう。 （2）基本金の組入れ 会計基準第 4 章第 4 第 2 項及び会計基準注解（注 12）に規定する基本金への組み入れについては、複数

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		その他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。	の施設に対して一括して寄附金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。 なお、基本金の組み入れは会計年度末に一括して合計額を計上することができるものとする。 （３）基本金の取崩し 会計基準注解（注 13）に規定する基本金の取崩しについても各拠点区分において取崩しの処理を行うこととする。 なお、基本金を取り崩す場合には、基本財産の取崩しと同様、事前に所轄庁に協議し、内容の審査を受けなければならない。 （４）基本金明細書の作成 基本金の組入れ及び取崩しに当たっては、基本金明細書（別紙 5）を作成し、それらの内容を記載することとする。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			14. 国庫補助金等特別積立金について （１）国庫補助金等 会計基準第４章第４第３項及び会計基準注解（注 11）に規定する国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成 17 年 10 月 5 日付厚生労働省社援第 1005003 号）に定める施設整備事業及び設備整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。また、国庫補助金等には、自転車競技法第 12 条の 16 第 1 項第 7 号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等を含むものとする。なお、施設の改修や固定資産の取得の目的で共同募金会から受ける特別配分金も国庫補助金等を含むものとする。 また、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、実質的に建設補助又は施設整備補助に相

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			当するものは、国庫補助金等とする。 （２）国庫補助金等特別積立金の積立て １）国庫補助金等特別積立金の積立て 会計基準第４章第４第３項及び会計基準注解（注 11）に規定する国庫補助金等特別積立金については、国又は地方公共団体等から受け入れた補助金及び助成金等の額を各拠点区分で積み立てることとし、合築等により受け入れる拠点区分が判明しない場合、又は複数の施設に対して補助金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、実質的に建設補助又は施設整備補助に相当するものとして国庫補助金等とされたものは、実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に繰入れるものとする。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			また、当該国庫補助金等が計画通りに入金されなかった場合については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算を行うものとする。ただし、当該金額が僅少な場合は、再計算を省略することができるものとする。さらに、設備資金借入金の償還補助が打ち切られた場合の国庫補助金等については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算をし、経過期間分の修正を当該会計年度に帰属する損益として処理するものとする。ただし、当該金額が重要な場合には、特別収支の部に記載するものとする。 2）国庫補助金等特別積立金の取崩し 会計基準注解（注 10）に規定する国庫補助金等特別積立金の減価償却等による取り崩し及び国庫補助金等特別積立金の対象となった基本財産等が廃棄又は売却された場合の取り崩しの場合についても各拠点区

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			分で処理することとする。 また、国庫補助金等はその効果を発現する期間にわたって、支出対象経費（主として減価償却費をいう）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。なお、非償却資産である土地に対する国庫補助金等は、原則として取崩しという事態は生じず、将来にわたっても純資産に計上する。 さらに、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、実質的に建設補助又は施設整備補助に相当するものとして積み立てられた国庫補助金等特別積立金の取崩額の計算に当たっては、償還補助総額を基礎として支出対象経費（主として減価償却費をいう）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			3）国庫補助金等特別積立金明細書の作成 国庫補助金等特別積立金の積み立て及び取り崩しに当たっては、国庫補助金等特別積立金明細書（別紙 6）を作成し、それらの内容を記載することとする。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	（５）経常増減差額に前項の特別増減差額を加算したものを、当期活動増減差額として記載するものとする。（注 14）	（注 14）外貨建の資産及び負債の決算時における換算について 外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、原則として、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。 決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。	
	（６）繰越活動増減差額の部は、前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、第 4 章第 4 第 4 項に規定するその他の積立金積立額、その他の積立金取崩額を記載し、当期活動増減差額に当該項目を加減したものを、次期繰越活動増減差額として記載するものとする。（注 13）	（注 13）基本金の取崩しについて 社会福祉法人が社会福祉事業の一部又は全部を廃止し、かつ前号に規定する基本金組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。	
	（７）事業活動計算書は、当該会計年度の決算の額を前会計年度の決算の額と対比して記載するものとする。		

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
5 事業活動計算書の種類及び様式	5 事業活動計算書の種類及び様式 （１）事業活動計算書は、法人全体を表示するものとする。事業区分の情報は、事業活動内訳表及び事業区分事業活動内訳表において表示するものとする。また、拠点区分別の情報については、拠点区分事業活動計算書において表示するものとする。		
	（２）前項のそれぞれの様式は第２号の１様式から第２号の４様式のとおりとする。		
	（３）拠点区分事業活動内訳表は実施する事業の区分（「サービス区分」）を設け、附属明細書として作成するものとし、その様式は別紙４のとおりとする。（注４）	（注４）サービス区分の方法について サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとする。例えば、以下のようなものがある。 （１）指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分 （２）障害者自立支援法に基づく指定	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分 また、その他の事業については、法人の定款に定める事業毎に区分するものとする。 サービス区分を設定する場合には、拠点区分資金収支内訳表及び拠点区分事業活動内訳表を作成するものとし、またサービス区分を予算管理の単位とすることができるものとする。	
6 事業活動計算書の勘定科目	6 事業活動計算書の勘定科目 事業活動計算の内容を明らかに記録するため、事業活動計算書に記載する科目は、別に定めるとおりとする。		

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
7 共通収益費用の配分	7 共通収益費用の配分 事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収益及び費用を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。（注8）	（注8）共通支出及び共通費用の配分について 資金収支計算及び事業活動計算を行うに当たって、人件費、光熱水費、減価償却費等、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準（例えば、人数、時間、面積等による基準、またはこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準）を選択して適用する。 一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。 なお、共通する収入及び収益がある場合には、同様の取扱いをするものとする。	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
第4章 貸借対照表	第4章 貸借対照表		
1 貸借対照表の内容	1 貸借対照表の内容 貸借対照表は、当該会計年度末現在におけるすべての資産、負債及び純資産の状態を明りょうに表示するものでなければならない。（注9）	（注9）リース取引に関する会計 1 リース取引に係る会計処理は、原則として以下のとおりとする。 （1）「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。また、「オペレーティング・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。 （2）ファイナンス・リース取引については、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		（３）ファイナンス・リース取引のリース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできるものとする。 （４）オペレーティング・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。 ２ また、リース取引については、以下の項目を財務諸表に注記するものとする。 （１）ファイナンス・リース取引の場合、リース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する。 （２）オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後１年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後１年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
2 貸借対照表 の区分	2 貸借対照表の区分 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分しなければならない。（注7）	（注7）資産及び負債の流動と固定の区分について 未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産または流動負債に属するものとする。 ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権等で1年以内に回収されないことが明らかなものは固定資産に属するものとする。 貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に属するものとする。 現金及び預貯金は、原則として流動資産に属するものとするが、特定の目的で保有する預貯金は、固定資産に属するものとする。	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		ただし、当該目的を示す適当な科目で表示するものとする。	
3 貸借対照表 価額	3 貸借対照表価額 （１）資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。（注 14）（注 15）	（注 14）外貨建の資産及び負債の決算時における換算について 外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、原則として、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。 決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。 （注 15）受贈、交換によって取得した資産について （１）通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額をもって行うものとする。 （２）交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行うものとする。	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	（２）受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から徴収不能引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。		
	（３）満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）等については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券等以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。 （注 16）	（注 16）満期保有目的の債券の評価について 満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	（４）棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。		15. 棚卸資産の会計処理等について 棚卸資産については、原則として、購入時等に支出として処理し、当該棚卸資産を販売等した時に費用として処理するものとする。 ただし、介護用品等の貯蔵品については、重要性があるものを除き、購入時等に支出及び費用として処理することができるものとする。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	（５）有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（注 17）	（注 17）減価償却について （１）減価償却の対象 耐用年数が１年以上、かつ、１個若しくは１組の金額が 10 万円以上の有形固定資産及び無形固定資産（以下「償却資産」という）に対して毎期一定の方法により償却計算を行わなければならない。 なお、土地など減価が生じない資産（非償却資産）については、減価償却を行うことができないものとする。 （２）減価償却の方法 減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は定率法のいずれかの方法で償却計算を行う。また、無形固定資産については定額法により償却計算を行うものとする。 なお、償却方法は、拠点区分ごと、資産の種類ごとに選択し、適用することができる。	16. 減価償却について （１）減価償却の単位 減価償却計算の単位は、原則として各資産ごととする。 （２）残存価額 １）平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産 有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額は取得価額の 10%とする。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに、備忘価額（1 円）まで償却を行うことができるものとする。 ２）平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産 有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1 円）を控除した金額に達するまで償却することができるものとする。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			ただし、前項によって処理することもできるものとする。 ３）無形固定資産 なお、無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行うものとする。 （３）耐用年数 耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）によるものとする。 （４）償却率等 減価償却の計算は、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の定めによるものとし、適用する償却率等は別添 2（減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表）のとおりとする。 （５）減価償却計算期間の単位 減価償却費の計算は、原則として 1 年を単位として行うものとする。 ただし、年度の中で取得又は

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			売却・廃棄した減価償却資産については、月を単位（月数は暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じた時はこれを1か月とする）として計算を行うものとする。 （6）減価償却費の配分の基準 1）複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費のうち、国庫補助金等により取得した償却資産に関する減価償却費は、国庫補助金等の補助目的に沿った拠点区分又はサービス区分に配分する。 2）1）以外の複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費については、利用の程度の応じた面積、人数等の合理的基準に基づいて每期継続的に各拠点区分又はサービス区分に配分する。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	（６）資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値を算定でき、かつ使用価値が時価を超える場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができるものとする。（注 18）	（注 18）固定資産の使用価値の見積もりについて （１）使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られるものとする。 （２）使用価値は、資産又は資産グループを単位とし、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をもって算定する。	19. 新たに導入される会計手法に関する簡便的な処理 （３）固定資産の減損会計 １）資産の価値が著しく下落した場合について 会計基準第４章第３第６項に規定する資産の価値が著しく下落したとは、時価が帳簿価額から概ね 50％を超えて下落している場合をいうものとする。 ２）使用価値 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないが、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができるものとする。この時価と比較する使用価値の見積りに当たって

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			は、資産又は資産グループを単位として行うことができるものとする
	（７）引当金として計上すべきものがある場合には、その残高を負債の部に内容を示す名称を付した引当金の科目をもって計上するものとする。（注 19）	（注 19）引当金について （１）将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載する。 （２）原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常１年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常１年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上するものとする。また、徴収不能引当金は、当該金銭債権から控除するものとする。	17. 引当金について （１）徴収不能引当金について １）徴収不能引当金の計上は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する（社会福祉法人会計基準別紙 2 参照）。 ２）上記 1）以外の債権（以下「一般債権」という）については、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上する。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		（３）職員に対し賞与を支給することが定められている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。	（２）賞与引当金について 賞与引当金の計上は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上する。 （３）退職給付引当金について 19.（２）を参照のこと。 （４）引当金の計上について 引当金については、当面の間上記の引当金に限るものとする。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		（４）職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。	19. 新たに導入される会計手法に関する簡便的な処理 （２）退職給付会計 １）期末要支給額による算定について 退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が 300 人未満の社会福祉法人のほか、職員数が 300 人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない社会福祉法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる社会福祉法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。 ２）福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度等の会計処理 福祉医療機構の実施する社会福

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度については、当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理する。なお、退職一時金制度等の確定給付型を採用し、退職一時金の一部を社会福祉施設職員等退職手当共済制度等からの支給額をもって充当する場合には、期末要支給額から同制度より給付される額を除いた金額を退職給付引当金に計上する。 3）都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理 都道府県等の実施する退職共済制度については、前項にかかわらず、社会福祉法人の負担する掛金額を費用処理せず「退職共済預け金」などの科目で資産に計上し、同額を退職給付引当金に計上する。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			（３）固定資産の減損会計 １）資産の価値が著しく下落した場合について 会計基準第４章第３第６項に規定する資産の価値が著しく下落したとは、時価が帳簿価額から概ね５０％を超えて下落している場合をいうものとする。 ２）使用価値 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないが、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができるものとする。この時価と比較する使用価値の見積りに当たっては、資産又は資産グループを単位として行うことができるものとする。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
4 純資産 （１）純資産の 区分	4 純資産 （１）【純資産の区分】 貸借対照表の純資産は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。		
4 純資産 （２）基本金	（２）【基本金】 基本金には、社会福祉法人が事業活動を継続するための基盤として収受した寄附金を計上するものとする。（注 12）（注 13）	（注 12）基本金への組入れについて 会計基準第 4 章第 4 第 2 項に規定する基本金として以下のものを計上する。 （１）社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額 （２）前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額 （３）施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額 また、基本金への組入れは、同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		（注 13）基本金の取崩しについて 社会福祉法人が社会福祉事業の一部又は全部を廃止し、かつ前号に規定する基本金組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
4 純資産 (3) 国庫補助金等特別積立金	（3）【国庫補助金等特別積立金】 国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が事業活動を継続するための基盤として収受した国又は地方公共団体等から拠出された補助金、助成金等(以下「国庫補助金等」という。)を計上するものとする。(注 10) (注 11)	（注 10) 国庫補助金等特別積立金の取崩しについて 国庫補助金等特別積立金は、施設の創設及び増築等のための資産又は特定の固定資産を取得すべきものとして国又は地方公共団体から拠出された国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減することを通して、社会福祉法人が経営する施設等の利用者の負担を軽減することにある。 したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産が減価償却費等の事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。 また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。 （注 11）国庫補助金等特別積立金への積立てについて 会計基準第 4 章第 4 第 3 項に規定する国庫補助金等特別積立金として以下のものを計上する。 （１）施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等を計上するものとする。 （２）設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金のうち、実質的に建設助成又は施設整備補助に相当するものは国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。 また、第 4 章第 4 第 3 項に規定する国庫補助金等特別積立金の積立ては、同項に規定する国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		積立金積立額として特別費用に計上して行う。	
4 純資産 （4）その他の積立金	（4）【その他の積立金】 その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失に備えるため、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。（注 20）	（注 20）積立金と積立預金の関係について 法人全体で当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立預金を積み立てるものとする。 また、積立金に対応する積立預金を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。	18. 積立金と積立預金について （1）積立預金の積立 会計基準注解（注 20）において積立金を計上する際は同額の積立預金を積み立てることとしているが、資金管理上の理由等から積立預金の積立てが必要とされる場合には、その名称・理由を明確化した上で積立金を積立てずに積立預金を計上できるものとする（別紙 7「積立金・積立預金明細書」参照）。 （2）積立預金の積立の時期 積立金と積立預金の積立は、増減差額の発生した年度の財務諸表に反映させるのであるが、専用の預金口座で管理する場合は、翌年度の理事会終了後 2 か月以内に行うものとする。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
5 貸借対照表の種類及び様式	5 貸借対照表の種類及び様式 （１）貸借対照表は、法人全体を表示するものとする。事業区分の情報は、貸借対照表内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表において表示する。また、拠点区分別の情報については、拠点区分貸借対照表を作成するものとする。		
	（２）前項のそれぞれの様式は第３号の１様式から第３号の４様式のとおりとする。		
6 貸借対照表の勘定科目	6 貸借対照表の勘定科目 資産、負債及び純資産の内容を明らかに記録するため、貸借対照表に記載する勘定科目は、別に定めるとおりとする。		
第５章 財務諸表の注記	第５章 財務諸表の注記 財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 （１）継続事業の前提に関する注記		20. 財務諸表の勘定科目及び注記について （１）財務諸表の勘定科目 財務諸表の第１号の１～３様式、第２号の１～３様式は、勘定科目の大区分のみを記載し、勘定科目は省略できないものとする。財務諸表の第１号の４様式、第２号の４様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			定科目は省略できるものとする。また、第3号の1～4様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない中区分、小区分の勘定科目は省略できるものとする。 （2）財務諸表の注記 財務諸表の注記は、法人全体で記載するものおよび拠点区分で記載するものの2種類とする。法人全体で記載するものは会計基準の第5章に定める（1）～（16）の全項目で、第3号の3様式の後に記載する。拠点区分で記載するものは会計基準の第5章に定める項目のうち（1）、（11）、（14）以外の項目で、第3号の4様式の後に記載するものとする。ただし、拠点が1つの法人の場合、拠点区分で記載する財務諸表の注記を省略することができるものとする。 なお、法人全体又は拠点区分で該当する内容がない項目についても、項目名の記載は省略できない。この場合は当該項目に「該当なし」などと記載す

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			るものとする。
	（２）資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針（注 21）	（注 21）重要な会計方針の開示について 重要な会計方針とは、社会福祉法人が財務諸表を作成するに当たって、その財政及び活動の状況を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに財務諸表への表示の方法をいう。 なお、代替的な複数の会計処理方法等が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる。 ただし、国庫補助金等の会計処理等の社会福祉法人会計基準における特徴的な方法については記載するものとする。	
	（３）重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額		
	（４）法人で採用する退職給付制度		
	（５）事業所の名称、拠点区分及び各拠点区分におけるサービス区分並びに財務諸表における各々の拠点区分及びサービス区分の設定方法		
	（６）基本財産の増減の内容及び金額		

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	（7）第3章第4（4）及び（6）の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額		
	（8）担保に供している資産		
	（9）固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高		
	（10）債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高		
	（11）保証債務等の偶発債務		
	（12）満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益		
	（13）国庫補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高		

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	(14) 関連当事者との取引の内容（注22）	（注 22）関連当事者との取引の内容について 1 関連当事者とは、次に掲げる者をいう （1）当該社会福祉法人の役員及びその近親者 （2）前項の該当者が議決権の過半数を有している法人 2 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。 （1） 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計年度末における資産総額及び事業の内容。なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該社会福祉法人の役員又は近親者の所有割合 （2） 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業 （3） 当該社会福祉法人と関連当事者との関係 （4） 取引の内容 （5） 取引の種類別の取引金額	21. 関連当事者との取引について 会計基準注解の（注22）における関連当事者との取引の内容について財務諸表に注記を付す場合の関連当事者の範囲及び重要性の基準は、以下のとおりである。 （1）関係当事者の範囲 当該社会福祉法人の役員及びその近親者とは、以下に該当するものとする。 ①役員（準ずる者を含む）及びその近親者（3親等内の親族及びこの者と特別の関係にあるもの） ②役員（準ずる者を含む）及びその近親者が議決権の過半数を有している法人 なお、相談役、顧問その他これに類する者で、当該社会福祉法人内における地位、職務等からみて役員と同様に実質的に社会福祉法人の経営に従事していると認められる者も、役員に準ずる者として対象とすることとする。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		（６）取引条件及び取引条件の決定方針 （７）取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高 （８）取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容 ３ 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、２に規定する注記を要しない。 （１）一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引 （２）役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い	ただし、社会福祉法人の役員（準ずる者を含む）のうち、対象とする役員は有給常勤役員に限定するものとする。 （２）関連当事者との取引に係る開示対象範囲 役員（準ずる者を含む）及びその近親者との取引については、事業活動計算書項目及び貸借対照表項目いずれに係る取引についても、100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	(15) 重要な後発事象（注 23）	（注 23）重要な後発事象について 後発事象とは、当該会計年度末日後に発生した事象で翌会計年度以後の社会福祉法人の財政及び活動の状況に影響を及ぼすものをいう。 重要な後発事象は社会福祉法人の状況に関する利害関係者の判断に重要な影響を与えるので、財務諸表作成日までに発生したものは財務諸表に注記する必要がある。 重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。 (1) 火災、出水等による重大な損害の発生 (2) 施設の開設または閉鎖、施設の譲渡または譲受け (3) 重要な係争事件の発生または解決 (4) 重要な徴収不能額の発生 なお、後発事象の発生により、当該会計年度の決算における会計上の判断ないし見積りを修正する必要がある場合には、当該会計年度の財務諸表に反映させなければならない。	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	（16）その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項（注 24）	（注 24）その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項について 会計基準第 5 章第 16 号の「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」とは、財務諸表に記載すべきものとして会計基準に定められたもののほかに、社会福祉法人の利害関係者が、当該法人の状況を適正に判断するために必要な事項である。 このような事項は、個々の社会福祉法人の経営内容、周囲の環境等によって様々であるが、その例としては、次のようなものがある。 （１）状況の変化にともなう引当金の計上基準の変更、固定資産の耐用年数、残存価額の変更等会計処理上の見積方法の変更に関する事項	

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
		（２）法令の改正、社会福祉法人の規程の制定及び改廃等、会計処理すべき新たな事実の発生にともない新たに採用した会計処理に関する事項 （３）勘定科目の内容について特に説明を要する事項 （４）法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項	
第６章 附属明細書	第６章 附属明細書		
１ 附属明細書の内容	１ 附属明細書の内容 附属明細書は、当該会計年度における資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表に係る事項を表示するものとする。		
２ 附属明細書の構成	２ 附属明細書の構成 （１）附属明細書は、次に掲げる事項の他、資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。		

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
	（２）作成すべき附属明細書は以下のとおりとする。 ● 基本財産及びその他の固定資産の明細書（注 25）（別紙 1） ● 引当金の明細書（別紙 2） ● 拠点区分資金収支内訳表（別紙 3） 又は拠点区分事業活動内訳表（別紙 4） ● その他重要な事項に係る明細書	（注 25）基本財産及びその他の固定資産の明細書 基本財産及びその他の固定資産の明細書では、基本財産（有形固定資産）及びその他の固定資産（有形固定資産及び無形固定資産）の種類ごとの残高等を記載するものとする。 なお、有形固定資産及び無形固定資産以外に減価償却資産がある場合には、当該資産についても記載するものとする。	22. 附属明細書について 社会福祉法人会計基準第 6 章に規定する「その他の重要な事項に係る明細書」とは以下のものをいう。 （１）法人全体で作成する明細書（別紙 1～6） 以下の明細書は、法人全体で作成するものとし、明細書の中で拠点区分別の内訳を示すものとする。 （別紙 1）借入金明細書 （別紙 2）受取寄附金明細書 （別紙 3）受取補助金明細書 （別紙 4）事業区分間及び拠点区分間資金異動明細書 （別紙 5）基本金明細書 （別紙 6）国庫補助金等特別積立金明細書 （２）拠点区分で作成する明細書（別紙 7～10） 以下の附属明細書は拠点区分毎に作成するものとし、法人全体で作成する必要はないものとする。 （別紙 7）積立金・積立預金明細書

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			（別紙 8）就労支援事業製造原価明細書 （別紙 9）就労支援事業製造原価明細書（多機能事業所用） （別紙 10）販売費及び一般管理費明細書
第 7 章 財産目録	第 7 章 財産目録		
1 財産目録の内容	1 財産目録の内容 財産目録は、当該会計年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示するものでなければならない。		23. 財産目録について 別紙 11 参照。
2 財産目録の区分	2 財産目録の区分 財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に分かち、純資産の額を示さなければならない。		
3 財産目録の価額	3 財産目録の価額 財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。		

項目	新社会福祉法人会計基準（素案）	注解（素案）	運用指針（素案）
			24. 固定資産管理台帳について 基本財産（有形固定資産）及びその他の固定資産（有形固定資産及び無形固定資産）は個々の資産の管理を行うため、固定資産管理台帳（別紙 12）を作成するものとする。